

八雲町いきいき応援券換金請求について

1. 換金請求場所

- 八雲町役場 受付時間 平日 8:30~17:15
- ・本所 商工観光労政課 八雲町住初町138番地
 - ・熊石総合支所 産業課 八雲町熊石根崎町116番地

2. 換金期間・スケジュール

●換金受付期間

- ・令和3年4月1日(木曜日)～最終換金請求日 7月26日(月曜日)
上記期間内の、毎月5日、15日、25日を締日とし、八雲町役場本庁へ換金請求書が到着後、7営業日以内に指定口座へ振り込みます。
- ・最終換金請求は、7月26日(月曜日)受付時間内持参分までとし、それ以降の換金請求は一切受け付けしない。

●換金スケジュール

役場 商工観光労政課への到着日	振込予定日
第1回締日 4月 5日(月)	4月14日(水)頃
第2回締日 4月15日(木)	4月26日(月)頃
第3回締日 4月26日(月)	5月11日(火)頃
第4回締日 5月 6日(木)	5月17日(月)頃
第5回締日 5月17日(月)	5月26日(水)頃
第6回締日 5月25日(火)	6月 4日(金)頃
第7回締日 6月 7日(月)	6月16日(水)頃
第8回締日 6月15日(火)	6月24日(木)頃
第9回締日 6月25日(金)	7月 6日(火)頃
第10回締日 7月 5日(月)	7月14日(水)頃
第11回締日 7月15日(木)	7月28日(水)頃
第12回締日(最終) 7月26日(月)	8月 4日(水)頃

例： 4月7日(水)に換金請求書類一式を提出した場合
翌最短締日 4月15日(木)
振込予定日 4月26日(月)

3. 換金請求の方法

- ①換金請求書兼誓約書 ②利用済み応援券 を添えて、換金請求場所のいずれかに直接持参してください。
換金請求書兼誓約書の記入方法については、裏面記入見本を参照してください。

4. 注意事項

- ・利用された応援券裏面「取扱店記入欄」に、取扱店名・電話番号・引換年月日を記入する。(横版使用可)
※記入無きものは受付不可とします。
- ・法人事業者については、換金請求書兼誓約書には“代表取締役印(丸印)”を押印してください。
※角印捺印の場合は、受付不可とします。
- ・換金請求書は、同封したものをコピーして使用してください。もしくは、八雲町ホームページよりダウンロードし、取得してください。
- ・換金請求時は、印鑑をご持参のうえ来庁願います。(訂正があった場合、お手続きがスムーズです。)
- ・「全店共通応援券」のみ取扱事業者が、利用済みの「飲食店限定応援券」を持参した場合は、換金受付できません。

～お問い合わせ先～

八雲町役場 (本所) 商工観光労政課 八雲町住初町138番地
TEL 0137-62-2116
(支所) 産業課 八雲町熊石根崎町116番地
TEL 01398-2-3111

～ 記入例 ～



八雲町いきいき応援券換金請求書 兼 振込書

1 捨印の押印があると、お手続きがスムーズになります。(任意)

年 月 日

八雲町長様

八雲町いきいき応援券配布規則第12条の規定により、下記のとおり請求致します。虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は返還に応じます。

申請者

住所
事業所名
代表者氏名

2 法人の場合、代表者印(丸印)にて捺印願います。
※角印不可



3 ア・イ欄(各応援券の枚数のみ)を記載。

生活六通応援券	1,000円	×	ア	枚
		×	イ	枚
請求額合計				円

下記口座に振込み願います。

銀行名	
口座種別	普通 当
フリガナ	
口座名義	

4 原則、取扱申請書記載の口座に振込みます。
※申請時に記載した口座以外の口座に振込を希望の場合は、換金請求時に、印鑑と指定口座の通帳をご持参願います。

八雲町いきいき応援券換金請求受付書

<事業者控え>

換金請求日 年 月 日

町長

八雲町い

破線より下部は記載不要。

注※ 換金請求書はコピーして使用してください。
八雲町ホームページでもダウンロード可能

※ 所定の締日から7営業日以内での振込になります。